

鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく融資を受けた利用者本人の利子負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、制度要綱に基づく資金を融資実行した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、融資の実施時期により次の各号により求めた額とする。

(1) 令和元年8月1日までに実施した融資

毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における毎月末融資残高に、商工労働部長が別に定める利子補助率及び期間（1/12）を乗じて算定した額の合計とする。

(2) 令和元年8月1日以降に実施した融資

上期及び下期の各期間における金銭消費貸借契約に定める償還条件に基づき、延滞することなく償還が行われた場合の毎月末融資残高に、商工労働部長が別に定める利子補助率及び期間（1/12）を乗じて算定した額の合計とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年上期の期間に係るものについては、その年の8月15日までに、毎年下期の期間に係るものについては、翌年の2月15日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関はその申し出により、当該交付申請及び実績報告について、毎年上期・下期の期間に係る補助金を、一括して翌年2月15日までに行う取扱いができる。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月8日から施行し、平成18年度の貸付から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年8月1日から施行する。